

自給飼料増産総合対策事業 実施要領

（趣旨）

第1条 自給飼料増産総合対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号、令和6年12月17日一部改正）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第2条 自給飼料等の利用拡大や飼料生産・調製の外部支援組織（コントラクター等）の育成・強化等、地域飼料基盤に立脚した畜産への転換を進める総合的な対策を実施することで、持続的な畜産経営の実現を図る。

（事業の内容）

第3条 自給飼料増産総合対策事業（以下「本事業」という。）の内容は、次に掲げるものとする。

1 飼料生産組織育成・強化等支援事業

- （1）コントラクター等の育成・強化を図るため、既存コントラクターの受託面積拡大や雇用の確保等の安定的な運営に資する取組を行う事業主体又は新規コントラクター等の設立に向けた取組を行う事業主体に対して支援を行う。
- （2）自給飼料等の利用拡大を図るため、自給飼料活用型TMR、国産濃厚飼料及び未利用資源等の利用拡大に必要な取組を行う事業主体に対して支援を行う。
- （3）熊本型放牧の普及・定着を図るため、広域放牧及び耕作放棄地放牧等への理解促進及び放牧技術の向上に係る取組を行う事業主体に対して支援を行う。

2 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業

輸入飼料に過度に依存しない地域自給飼料基盤に立脚した畜産経営の確立を図るため、阿蘇地域を中心とした県内の採草地等（地目水田・畑は除く）を活用し、草地更新や土壌改良による自給飼料増産を行う事業主体に対して支援を行う。

（事業主体）

第4条 本事業の事業主体は、次に掲げるものとする。

市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、農業者の組織する団体

（採択要件）

第5条 事業主体にあつては、次に掲げる全ての採択要件を満たすこと。

ただし、事業主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了している場合は、対象外とする。

1 農業者の組織する団体の場合、3戸以上の農家で構成されていること。

また、代表者の定めがあり、組織及び運営について規約で定めてあること。

- 2 事業実施による成果目標を定めていること。
- 3 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていること。
- 4 第3条第2項の事業においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しているため、他の国庫補助金等と重複しないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第6条 本事業の補助対象経費及びこれに対する補助額は、別記のとおりとし、県は予算の範囲内で補助するものとする。

(事業実施計画の承認申請)

第7条 要項第3条の事業実施計画承認申請書は、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 第3条第1項及び第2項の事業において、事業実施計画承認申請書に添付する事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。
- 3 第3条第2項の事業において、事業実施計画承認申請書に添付する事業計画書は、別記3号様式によるものとする。

(事業実施計画の変更承認申請)

第8条 要項第5条第1項の事業実施計画変更承認申請書に添付する事業実施変更計画書は、別記第1号様式、又は別記第3号様式を準用する。

(補助金等交付決定前着手承認申請)

第9条 要項第9条の補助金等交付決定前着手承認申請書は、別記第2号様式によるものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式、又は別記第3号様式によるものとする。

(補助金の変更交付申請)

第11条 要項第8条第2項の事業変更計画書は、別記第1号様式、又は別記第3号様式を準用する。

(実績報告)

第12条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第1号様式、又は別記第3号様式を準用する。

(実施状況報告)

第13条 令和5年度に実施された採草・放牧地自給飼料増産基盤緊急強化事業に取り組んだ事業主体は年に一度県へ事業実施状況報告を行うこととし、事業が実施された令和5年度の翌年度から起算して2年間を報告期間とする。また、第3条第2項に掲げる事業に取り組んだ事業主体は年に一度県へ事業実施状況報告を行うこととし、事業実施年度の

翌年度から起算して２年間を報告期間とする。

(雑則)

第１４条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成１８年７月５日から施行し、同年４月１日から適用する。

この要領は、平成１９年５月３０日から施行し、同年４月１日から適用する。

この要領は、平成２３年５月２７日から施行し、同年４月１日から適用する。

この要領は、平成２４年４月２日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

この要領は、令和３年４月２６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

この要領は、令和５年６月２６日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

この要領は、令和６年３月２８日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

この要領は、令和７年２月２８日から施行し、令和７年２月２８日から適用する。

別記

1 飼料生産組織育成・強化等支援事業

コントラクターやTMRセンターの育成・強化、自給飼料増産を図るために行う、表1の取組に要する経費について補助するものとする。

表1

取組内容	補助率
① コントラクター等の作業の効率化及び安定的な運営の取組（ICT 機器など効率化に資する機器の導入、受託面積の拡大、オペレーターの確保、組織間の連携等）に要する経費 ② コントラクター等の設立、体制整備、運営に必要な情報収集（会議、先進地視察、現地検討会等）に要する経費 ③ オペレーター技術向上に向けた講習会、先進地事例研修会等に要する経費 ④ 農作業受託を促進するため、コントラクター等のPR資料作成等に要する経費 ⑤ 既存TMRセンターによるTMRの広域流通の取組等（供給先のニーズに応じたTMR飼料の設計、試作品の製造、運搬、給与等）に要する経費 ⑥ 新規TMRセンターの整備に向けた取組等（地域資源を活用したTMR飼料の設計、試作品の製造、運搬、給与、技術等の普及・啓発活動等）に要する経費 ⑦ 輸入とうもろこしの代替となる、国産子実用とうもろこし等の生産利用に向けた普及活動や理解醸成等の取組みに要する経費 ⑧ 未利用資源（食品製造残さ、農場残さ等）の活用（調整、保管、給与等）に要する経費 ⑨ 広域放牧、耕作放棄地放牧等への理解促進及び放牧技術の向上（組織立上、先進地研修、会議等）に要する経費	1 / 2 以内

2 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業

自給飼料増産を図るために行う、表2の取組に要する経費について補助するものとする。

表2

取組内容	補助率
① 草地更新や土壌改良のための取組に要する経費（種子、肥料、土壌改良資材等）	1 / 2 以内